

「収納代行」業務などとして違法な収益の回収を持ち掛ける事業者にご注意ください

特殊詐欺や違法カジノなどの違法取引を行う犯罪者集団が、事業者を偽り、その代金の回収などを「収納代行」などとして個人や法人に委託する事例が発生しています。

このような委託を受けて、ご自身または管理する法人の預金口座を代金回収などに利用した場合、違法行為につながる取引に口座を利用したことになりますので、当金庫はその口座を凍結し、継続的なお取引をお断りする場合がございます。

【手口の特徴】

- 「口座に振込が入ってくるので、報酬を差し引いた額を委託元に振り込むだけでよい」などと説明される。
- 委託元から、前提となる取引（商品・サービス等）の内容について、詳しい説明がない。

【被害に遭わないために】

- 口座に入る資金が、どういった取引（商品・サービス等）の対価なのかわからない業務を引き受けしないでください。
- 委託元に取引の詳細について開示をご依頼ください。また、開示を受けた後に、インターネットなどで委託元が実在するか、委託元の事業が日本の法律に違反する点はないか、詐欺やトラブルの情報がないかを確認してください。
- もし、違法な取引の疑いがある業務を引き受けてしまった場合は、速やかに警察に相談してください。

このような勧誘行為には絶対にのらないでください！

「収納代行」に限らず、SNS上での「振込代行・送金代行」や「口座を貸すだけ」などの勧誘は違法行為に繋がる可能性があります。